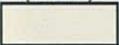
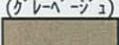
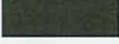


国道134号沿線

藤沢海岸

占用許可基準（海岸法第7条第1項、第8条第1項、第37条の4又は第37条の5、港湾法第37条第1項、道路法第32条第1項又は第3項）

- ・工作物は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用しない。
- ・自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。

基本色
10YR8.5/0.5 (オホイト)

10YR6/1 (グレーベージュ)

10YR2/1 (ダーグラウン)




17

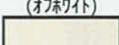
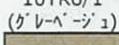
国道134号沿線

片瀬漁港

整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号口）

- ・防波堤の照明灯、防護柵の色彩はN9(ホワイト)程度とする。
- ・その他の工作物は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。
- ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。
- ・建築物の屋根及び外壁の基調色は、別表1及び別表2による。
- ・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。

N9 (ホワイト)

基本色
10YR8.5/0.5 (オホイト)

10YR6/1 (グレーベージュ)

10YR2/1 (ダーグラウン)


18

国道134号沿線

片瀬漁港

占用許可基準（漁港漁場整備法第39条第1項）

- ・工作物は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。
- ・自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。

基本色

10YR8.5/0.5
(オフホワイト)10YR6/1
(グレーベージュ)10YR2/1
(ダーグラウン)

19

江の島 (臨港地区)

湘南港

臨港道路

江の島 (旧島部) 県道305号

市道334,358号

<方針>

江の島の歴史とヨット
ハーバーが調和する景
観の創出



旧島部と港湾の景観の調和を図り、緑豊かで自然環境
のあふれる海辺のまち並み景観の形成を目指すとともに、
対岸や島内からの眺望に配慮する。

20

江の島（臨港地区）

湘南港

整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号口）

- ・大規模な工作物は、臨港道路付近に極力設置しないこととし、海や江の島への眺望に配慮した配置に努める。
- ・緑地の舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。
- ・南防波護岸の照明灯、防護柵の色彩は、N9(ホワイト)程度とする。但し、灯台周辺の防護柵は10YR7/0.5程度(淡いグレーベージュ)とする。
- ・その他の工作物は色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮した形態意匠とする。
- ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。
- ・植栽は、周辺の自然環境との調和や眺望に配慮し、維持保全に努める。
- ・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。

10YR7/0.5
(淡いグレーベージュ)N9
(ホワイト)

基本色

10YR8.5/0.5
(オフホワイト)10YR6/1
(グレーベージュ)10YR2/1
(ダーグラウン)

21

江の島（臨港地区）

湘南港

占用許可基準（港湾法第37条第1項）

- ・大規模な工作物は、臨港道路付近に極力設置しないこととし、海や江の島への眺望に配慮した配置に努める。
- ・工作物は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮した形態意匠とする。

10YR8.5/0.5
(オフホワイト)10YR6/1
(グレーベージュ)10YR2/1
(ダーグラウン)

22

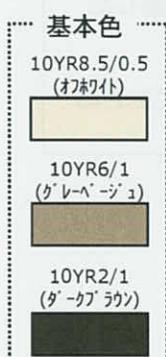
江の島（臨港地区）

江の島（臨港地区） 湘南港
江の島（旧島部） 県道305号
臨港道路 市道334,358号

臨港道路

整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号口）

- 歩道の舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。
- 道路照明灯、防護柵の色彩は、10YR2/1程度（ダーグーラウン）とする。
なお、江の島大橋以北については10YR8.5/0.5程度（オフホワイト）とする。
- 車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。
- 標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色彩は10YR2/1程度（ダーグーラウン）とする。
なお、江の島大橋以北については10YR8.5/0.5程度（オフホワイト）とする。
- その他の工作物の色彩は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。
- 工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。
- 植栽は周囲のまち並みや自然環境との調和に配慮し、維持保全に努める。
- 電線類地中化の維持に努める。
- 電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮するよう、占用者に働きかける。又は地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。



23

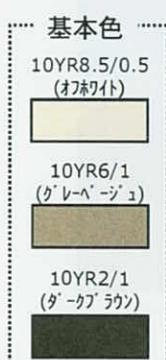
江の島（臨港地区）

江の島（臨港地区） 湘南港
江の島（旧島部） 県道305号
臨港道路 市道334,358号

臨港道路

占用許可基準（港湾法第37条第1項）

- 標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色彩は10YR2/1程度（ダーグーラウン）とする。
なお、江の島大橋以北については10YR8.5/0.5程度（オフホワイト）とする。
- 電線類の地中化に伴い設置する地上機器等の箱状工作物の色彩は、10YR2/1程度（ダーグーラウン）とする。
なお、江の島大橋以北については10YR6/1程度（グレーベージュ）とする。
- その他の工作物の色彩は色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。



24

江の島（旧島部）

江の島(臨港地区) 湘南港
江の島(旧島部) 臨港道路
県道305号
市道334,358号

<方針>

江の島の歴史を継承する
景観の創造



江の島の自然やまち並みとの調和を図り、史跡名勝江の島にふさわしい景観づくりを目指すとともに、対岸や島内からの眺望に配慮する。

25

江の島（旧島部）

江の島(臨港地区) 湘南港
江の島(旧島部) 臨港道路
県道305号
市道334,358号

県道305号江の島

整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号口）

- 舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。弁天橋の舗装材は参道部分との調和を図る。
- 道路照明灯、防護柵の色彩は、10YR2/1程度（ダーグラウンド）とする。
- 車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。
- 標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色彩は10YR2/1程度（ダーグラウンド）とする。
- その他の工作物の色彩は、色相R, YR, Y系は彩度6、他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。
- 工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。
- 電線類地中化の維持に努める。
- 電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮するよう、占用者に働きかける。又は地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。

基本色
10YR8.5/0.5
(オフホワイト)

10YR6/1
(グレーベージュ)

10YR2/1
(ダーグラウンド)

26

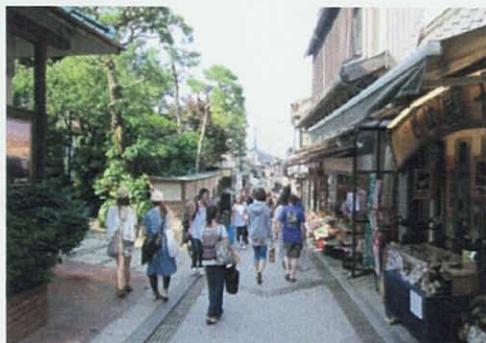
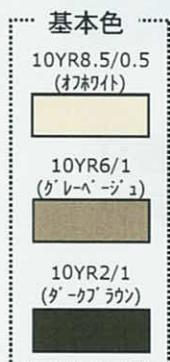
江の島（旧島部）

江の島(臨港地区) 湘南港
江の島(旧島部) 臨港道路
県道305号
市道334,358号

県道305号江の島

占用許可基準（道路法第32条第1項又は第3項）

- ・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共に架に努め、ポールの色彩は10YR2/1程度（ダーケブラウン）とする。
- ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器等の箱状工作物の色彩は、10YR2/1程度（ダーケブラウン）とする。
- ・橋梁に添架する施設は、修景に努める。
- ・その他の工作物の色彩は色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。



27

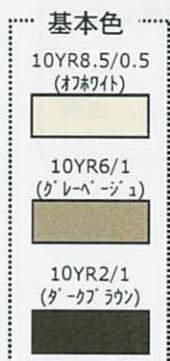
江の島（旧島部）

江の島(臨港地区) 湘南港
江の島(旧島部) 臨港道路
県道305号
市道334,358号

市道片瀬334号線、市道片瀬358号線

整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号口）

- ・舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。
- ・道路照明灯、防護柵の色彩は、10YR2/1程度（ダーケブラウン）とする。
- ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。



28

色彩基準(共通)

別表1 屋根

■の範囲は使用できません

彩度区分	明度区分	色調	明度範囲	各色相における彩度の範囲			
				R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	R, YR, Y以外 の色相
無彩色・ ごく低彩度色	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0		0~0.5	
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0		0~0.5	
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0	0~0.5
	低明度	D-1	0~2.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0	0~0.5
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0		0.6~1.0	
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
	低明度	D-2	0~2.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
中彩度	白・オフホワイト	W-3	9.0~10.0	2.1~3.0		1.1~2.0	
	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	1.1~5.0	2.1~3.0	1.1~2.0
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0
	低明度	D-3	0~2.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0
高彩度	白・オフホワイト	W-4	9.0~10.0	3.1以上	3.1以上	3.1以上	2.1以上
	高明度	L-4	6.0~8.9	3.1以上	5.1以上	3.1以上	2.1以上
	中明度	M-4	3.0~5.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上
	低明度	D-4	0~2.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上

※藤沢市景観計画における大規模建築物（湘南海岸なぎさベルト）の色彩基準と同等 29

色彩基準(共通)

別表2 外壁

■の範囲は使用できません

彩度区分	明度区分	色調	明度範囲	各色相における彩度の範囲			
				R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	R, YR, Y以外 の色相
無彩色・ ごく低彩度色	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0		0~0.5	
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0		0~0.5	
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0	0~0.5
	低明度	D-1	0~2.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0	0~0.5
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0		0.6~1.0	
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
	低明度	D-2	0~2.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
中彩度	白・オフホワイト	W-3	9.0~10.0	2.1~3.0		1.1~2.0	
	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0	1.1~2.0
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0
	低明度	D-3	0~2.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0
高彩度	白・オフホワイト	W-4	9.0~10.0	3.1以上	3.1以上	3.1以上	2.1以上
	高明度	L-4	6.0~8.9	3.1以上	5.1以上	3.1以上	2.1以上
	中明度	M-4	3.0~5.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上
	低明度	D-4	0~2.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上

※藤沢市景観計画における大規模建築物（湘南海岸なぎさベルト）の色彩基準と同等 30

適用除外(適用しないもの)

整備に関する事項及び占用許可基準等に関して、以下に該当するものについては適用除外とします。

- 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- 緊急上やむを得ないもの
- 公共施設管理者が自ら設置・築造したもので、景観計画の施行時点で現に存するもの(維持・管理・修繕等小規模補修を含む。)
- 地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のないもの
(ただし、地下道等で一般の人々が通行し、目に見えるものを除く。)
- 仮設建築物又はイベント等で短期間に使用する建築物又は工作物

31

別途 協議するもの

次に該当するものについては公共施設管理者と市が調整を図り、その仕様及び色彩を決定するものとします。

- 素材を着色しないで使用するもの
(自然石材、溶融亜鉛メッキ仕上げ、ステンレス、コンクリート等)
- 交通安全上、施設管理上又は防災上、色彩による視認性の確保が必要となるもの
- 周囲の景観と調和し、景観の向上に資すると認められるもの

32